

浪江町農業委員会の農地利用最適化推進委員募集要項（欠員補充）

農地利用最適化推進委員（任期：令和 6 年 7 月 8 日～令和 9 年 7 月 7 日）に欠員が生じたため、次のとおり農地利用最適化推進委員の候補者を募集します。

募集人数	1 人		
	担当地区ごとの人数		
	地区名	地区の詳細	人数
	浪江	権現堂、川添、樋渡、牛渡、高瀬	1 人
	幾世橋	幾世橋、北幾世橋、棚塩	—
	請戸	請戸、中浜、両竹	—
	大堀	田尻、小野田、谷津田、酒井、井手、小丸、大堀、末ノ森	—
	苅野	加倉、苅宿、西台、藤橋、酒田、立野、室原	—
津島	津島、下津島、羽附、南津島、川房、昼曾根、赤字木		—
任期	委嘱の日から令和 9 年 7 月 7 日まで		
身分	浪江町の特別職の非常勤職員（地方公務員）		
報酬	年額 216,000 円 ※別に、国からの交付金の額の範囲内において、活動実績等により能率給が加算される場合があります。		
主な業務	① 毎月 1 回開催される農業委員会総会に必要な応じて出席し、付議される議案（農地の権利移動や転用の許可等）に関し、意見を述べること ② 担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消の推進、新規就農・新規参入といった農地利用の最適化の推進に関する業務 ③ 農地利用最適化の推進に関する指針の作成・変更に関して意見を述べること ④ 農業委員と連携して違反転用の指導や農地パトロールなどの現場活動 ⑤ 農地の現地確認や調査、農地の所有者などからの相談活動など		
資格要件	● 原則、浪江町に住所を有する方 ● 農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方 ※ ただし、次のいずれかに該当する方は推進委員となることができません。 ① 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ③ 浪江町暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者 ④ 浪江町の職員		

申込方法	所定の様式に必要事項を記入のうえ、郵送又は持参により浪江町農業委員会事務局へ提出してください。 【推薦の場合】 ・農地利用最適化推進委員候補者推薦書（様式第 1 号） ※推薦者…地区の農業者等 <u>2 名以上</u> 【応募の場合】 ・農地利用最適化推進委員候補者応募申込書（様式第 2 号） ※ 様式は浪江町農業委員会事務局、津島支所及び各出張所の窓口で配布しています。また、浪江町ホームページからダウンロードできます。 ※ 推薦書又は申込書の内容により、追加で書類の提出を求める場合があります。
募集期間	令和 8 年 7 月 1 日（水）から令和 8 年 8 月 31 日（月） ※ 持参の場合は、平日の 8 時 30 分から 17 時 15 分までに提出してください。 ※ 郵送の場合は、8 月 31 日（月）必着でお願いいたします。
提出先/問合せ先	浪江町農業委員会事務局（浪江町役場 3 階 農林水産課内） 住所 〒979-1592 浪江町大字幾世橋字六反田 7 番地 2 電話 0240-23-5706 F A X 0240-23-5712
選考方法	浪江町農業委員会において、提出していただいた書類や関係法令を基に審査します。 ※ 必要に応じて面接等を行う場合があります。
選考結果	選考結果については、令和 8 年 9 月上旬に選考結果通知書でお知らせします。
委嘱	農地利用最適化推進委員候補者となった方は、令和 8 年 10 月の農業委員会総会で委嘱する予定です。
その他	農業委員と農地利用最適化推進委員を兼ねることはできません。